の中学校舎新築工事期間にとどまった。中学校舎新築工事は1962年7月にはじまったが、1963年4月から暁さんが担任した2年5組のクラスルームがこの工事中の校舎の2階にあったことと、教員室や調整室も1階に配置されていたことから暁さんの行動範囲がこの新築中学校舎内で、なおかつ、新築工事中の中学校舎の床の一部にアスベスト含有建材が使用されていたことから、裁判所は暁さんが工事中にアスベスト含有建材から飛散したアスベストに曝露した可能性があることを認めた。

しかし、中皮腫の労災認定基準の曝露要件「石綿曝露作業の従事期間が1年以上あること」には該当しないと結論付け、請求を棄却した。

かほるさんは控訴審を闘う決意を固めており、先日、多くのアスベスト訴訟の経験があるアスベスト訴訟関西弁護団の位田浩、村上昌弘、竹藪豊の各弁護士に控訴審を担当していただくことを依頼した。皆さまの熱烈なご支援をお願いいたします。

（名古屋労災職業病研究会）

教師の中皮腫初の勝訴判決

埼玉●公務災害不認定取り消し訴訟

2007年5月1日に心膜中皮腫で亡くなられた埼玉県戸田市の小学校教諭、故四條昇さん（当時54歳）の公務災害を認めない地方公務員災害補償基金の処分取り消しを求めて、2014年7月、四條さんの妻の延子さんがさいたま地方裁判所に訴訟を提起した。この裁判の判決の言い渡しが7月20日に行われ、志田原信三裁判長は、「（故四條昇さんが）喜沢小学校（戸田市）に勤務中、かなり長期間にわたって、日常的に階段室の天井に施工されていた建材に含有されていた石綿に曝露していたことが認められる」として、故四條昇さんの中皮腫発症による死亡を公務上の災害と認めた。

この判決は、公立学校教員のアスベスト被告について、全国で初めて公務上の災害であると判決において認めたもので、教員や学校職員等のアスベスト被害の適切な救済に向け、大きな意義があるといえる。過去において、学校施設には吹き付けアスベストやアスベストを含有する多くの建材が使用された。判決直後、裁判所前に集まった支援者らに延子さんは「これで少しは他のアスベストの訴訟に貢献できたかな」と語りかけた。

この訴訟の提訴前、公務災害申請時の問題は、戸田市にはアスベスト除去工事記録や学校日誌などの資料が一切残されていないことだった。そんな中、延子さんは同僚教師たちや教え子たちからの、「故四條昇さんが8年間勤務していた喜沢小学校の階段天井にアスベストが露出していた」という証言をまとめ公務災害申請を行った。しかし、2012年1月に地方公務員災害補償基金埼玉支部が公務外と決定し、2013年8月には支部審査会が審査請求を棄却、2014年に本部審査会に再審査請求をしたものの、同年4月、公務上の災害と認めずとの決定を受け、訴訟が起こされた。

故四條昇さんの公務災害が認められなかった理由は、地方公務員災害補償基金埼玉支部長が「喜沢小学校の階段天井にアスベストが使用されていだとする客観的な資料は確認できない」とし、故四葉昇さんには石綿曝露がなかったと判断したからだった。妻の延子さんはこの頃の心情を「まるで（記録が）あるなら探して持ってこいと言わんばかりの冷たい理由で公務外とされました。生懸命働いて、教え子思いだった夫の無念を考えると、厚い行政の壁が岩盤のようにそびえ立ち、行く手を阻んでいるように感じました」と以前述べていた。

今回の判決でさいたま地裁は弁護団が主張してきた、①戸田市共産党議員団が1987年8月16日に発行した地域政治新聞「民主戸田」に、喜沢小の階段の上に施工されていた石綿含有建材を除去する工事を完了させる見込みである旨であることを戸田

市教育委員会に取材した記事が掲載されていることと、②1987年12月8日発行の戸田市教職員組合の機関紙「つつみね」に、戸田市教育委員会が組合の学校アスベスト問題に関する同年11月の要望事項に対し、喜沢小の一部に石綿含有建材が使用されていたが、すでに除去したとの回答をしたとの内容の記事が掲載されたことは、③1987年12月4日から同月21日まで開催された戸田市議会定例会における菅野栄議員の一般質問において、同議員が「戸田市においては、喜沢小の一部に使用していたアスベスト建材を夏休み中に除去したと伺っている」と発言し、これに対し、戸田市建設部長が議員の発言内容を否定する趣旨の答弁をしていないことから、菅野議員の発言と「民主戸田」及び「つつみね」の記事は十分に信用することができると判断した。また、④喜沢小校舎新築設計図上の3階から4階への階段裏部分の「プラスターヌリ」の記載は、喜沢小が建設された時と同時期に建てられた新曽北小学校階段室の天井の「プラスターヌリ」の部分からクリソタイル（白石綿）が検出されている記録が残っている事実から、喜沢小の「プラスターヌリ」もアスベスト含有建材であると認められた。さらに、⑤前述の「民主戸田」、「つつみね」の記事に加え、1987年に喜沢小の校舎塗装工事を受注した（株）鈴木塗装工業が、同工事はアスベスト改修工事又は石綿の除去作業が含まれる工事であったかどうかとの支部審査会の照会に対し、施工したのは内装塗り替え工事であったとの認識を示す回答をしており、喜沢小の玄関入り口にある、1987年8月に（株）鈴木塗装工業が施行した工事の竣工を記念するプレートに「喜沢小学校校舎外壁塗装等工事」と工事名が記載されていても、鈴木塗装工業が施行した工事が外壁塗装工事に限られないことがうかがわれることから、1987年に喜沢小で行われた工事は、内装塗り替え工事を含むものであったと認めた。

これらの事実から、さいたま地裁は1987年当時、喜沢小の階段室の天井にはアスベストを含む建材が施工されており、戸田市は周年8月までにこのことを把握したことから、（株）鈴木塗装工業に発注して、同年の夏休み期間中にその改修工事を行ったことから、故四條昇さんの勤務していた喜沢小の階段室天井にアスベストが存在していたと結論付けた。

合わせて裁判所は、⑥1987年当時の喜沢小の階段室の状況は、生徒のいだすら等によって、階段裏に施工されていた建材が剥がれて、階段の床の上に剥がれ落ちた建材が落下していて汚れていたという事実を喜沢小を視察した市議会議員が市議会で指摘していることから、階段室の天井に施工されていた建材に含有されていたアスベストが飛散していた蓋然性が高いとしたうえで、⑦故四條昇さんが喜沢小に勤務していた1980年4月から1988年3月までの簡に、職員室と担任クラス教室間の移動や、担任クラスの清掃揚所として階段室が割り当てられた年度には、生徒指導の一環として生徒と共に階段室の清掃活動を行ったことから、長期間にわたって石綿に曝露したのが相当と認めた。

四條訴訟を担当した筒玉学校アスベスト被害対策弁護団は7月20日の判決後に今回の判決に対する声明を発表し、その中で、「本判決は、階段室天井に仕上げ材としてのアスベストが存在したことを直接示す証拠はないとしたものの、アスベスト仕上げ材が存在したことを推認させる複数の書証及び証言を採用し、これらの証拠により、喜沢小にアスベストが存在したと認定した。（中略）相当期間、日常的に石綿曝露したことがあれば、必ずしも詳細な曝露態様・濃度の立証まで必要とせずに、公務災害であると認定している点においても、先例的な意義は大きいと言える」と述べている。

南雲芳夫弁護団長は判決後、裁判所に集まった支援者を前に「今日、裁判所は喜沢小にアスベストがあり、飛散していて、人が一人亡くなったことを認定しました。文部省は何をしていたのか。アスベストを吸って、人が亡くなったことを証明するためになんでこんなにも苦労をしなければならないのでしょうか。子供たちも四係先生と共にアスベストを吸っています。原告がここまでやらなければならないようなずさんな（アスベストの）管理を行い、原因を作っ

た人たちに真剣な反省を求める」とコメントした。

許せないことに、被告の地方公務員災害補償基金は8月3日付けで、今回の判決を不服として控訴した。訴訟の舞台は東京高等裁判所に移る。

（名古屋労災職業病研究会）

第2次倉町腰痛裁判、控訴審へ

東京●監督署は率直に誤りを認めよ

日本航空のパイロットだった倉町さんの腰痛裁判について、こ2016年7月15日、東京地方裁判所が不当判決を言い渡し、現在、控訴審を係争中である。

最も基本的な争点は、倉町さんの腰痛治療について、いつまで労災保険で支給するべきかである。当然のことながら労災保険給付に期間制限などなく、きちんと治るまで支給される。現在に至る経過は長く複雑であるが、ここでは、労働基準監督署が繰り返してきた誤った不支給決定こそが問題の根源であり、それを追認した裁判所の偏見に絞って、報告する。

厚労省が繰り返した誤り

倉町さんが腰痛になったのは2004年10月6日、緊急脱出訓練に参加したときのこと。飛行機に乗ったことのある人なら、必ずビデオで流されるのでご存知だと思うが、滑り台のようなもので滑る、あれである。少々転んでけがをしようがとにかく機外に早く出るためのもので、見るからに安全ではない。実際、訓練で足を捻挫したり骨折する例も多いという。倉町さんも、着地時に腰に負荷がかかり、その時は痛みをこらえつつ訓練を継続した。帰宅後、安静にしていたがよくならないので10月8日に近くの医者にかかって「腰痛症」などと診断された。なかなかよくならないので11月に大きな病院に行って、「腰痛椎間板ヘルニア」と診断され、手術を受けた。

このような腰痛の経過はきわめてよくあるものであり、倉町さんは11月には労災の手続をした。労災になるのが当然のことである。だから多くの被災者はセンターに相談になど来ない。ところが、蒲田労働基準監督署は、2005年4月7日に不支給決定した。簡単に言えば、緊急脱出訓練は腰痛になるようなものではないという理由。すべての誤りはここにはじまる。倉町さんはただちに審査請求したが、東京労働局労災保険審査官は2015年11月に棄却。再審査請求の結果、労働保険審査会がようやく2008年4月に、労働基準監督署の不支給処分を取り消した。なぜ、単純な災害性腰痛の認定に3年以上もかかるのか！

これで話は終わらない。厚生労働省のひどさは続く。倉町さんは、時効にならないように、2006年10月に、2004年11月から2006年8月末までの休業補償を労災請求した。蒲田労働基準監督署は再審査請求中なので当たり前のように、2007年3月に、東京労働局労災保険審査官も2008年2月に棄却している。労働保険審査会も、既に決定を取り消した部分を除いて、8月に棄却した。要するに当初1か月弱だけ労災と認めるが、それ以降は認めないというひどい判断であった。

やむなく倉町さんは、東京地方裁判所に行政訴訟を起こした。その結果、東京地裁は2010年12月に倉町さんの主張を認めて、監督署の不支給処分を取り消した。このような当然の決定を勝ち取るまでに事故から6年を要したのだ。ちなみに、倉町さんはすでに2008年10月には職場復帰のための手続に入った。いずれせよ、ようやく労働基準監督署は2011年5月に、2004年11月から2007年7月20日までの休業補償を支給した。

その決定をうけた倉町さんは、2011年7月に、未請求だった2007年7月21日から2009年2月までの休業補償を請求した。ところが、驚いたことに蒲田労働基準監督署は、2012年1月末に、不支給決定。不服審査請求も再審査請求も棄却されたため、倉町さんは、2013年12月、2度目の裁判提訴を余儀なくされたのである。